

JR東海 年休裁判「賠償命令」判決へ！

新聞報道によると3月27日、JR東海の新幹線運転士6人が「年休を希望通り取れない」ことに対する損害賠償を求めた訴訟の判決が、6人に計54万円を支払うように命じた判決が出されました。JR東海会社は即日、控訴しています。

○ 有給休暇とは

- ・労働基準法第39条の定められ、労働者の心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するため付与されています。
- ・有給休暇の取得に理由は不要です。
- ・使用者は、有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。

○ 職場では、年休取得出来ていますか？

- ・A職場・・・取得できず流してしまう！
- ・B職場・・・年休抽選で1番でやっと取れる状況だ！
- ・C職場・・・会社の行事や臨列が先行して年休が取れない！

○ 会社はこの間、交渉の中で要員は十分足りている。年休取得は、1月段階で平均13日出来ている。

貴方は、会社回答に信じられますか？

○ ユニオンは職場実態調査を行っています。

3月までの特休・年休調査実施中！

- ・労働局への相談や省庁要請へ生かしていきます！

副業や休みでの乗務、会社行事で疲労は回復していますか？